

財団法人 精神・神経科学振興財団

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この財団は、財団法人精神・神経科学振興財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この財団は、主たる事務所を東京都小平市小川東町4丁目1番1号に置く。

2 この財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

3 従たる事務所に関する規定は、別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この財団は、精神疾患、神経疾患、筋疾患、精神・神経領域の発達障害及び精神保健に関する調査研究（以下「精神・神経科学」という。）を助長奨励するとともに、これらの疾患の診断及び治療技術の開発・普及に関する各種事業を推進することによって精神・神経科学の振興を図り、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神・神経疾患等に関する基礎的、臨床的調査研究及び精神保健に関する調査研究の実施及び助成
- (2) 日本人研究者の海外派遣及び海外研究者の招聘等国際学術交流の実施及び助成
- (3) 研究業績の発表及び研究集会の開催及び助成
- (4) 若手研究者、技術者、医療従事者等の育成並びに研修の実施及び助成
- (5) 予防及び知識の普及等の広報活動並びに専門的情報の提供
- (6) その他この財団の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この財団の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 この財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は、担保に供することができない。ただし、この財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 この財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 12 条 この財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後 3 か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、この財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(特別会計)

第15条 この財団は、事業の遂行上必要のあるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設置することができる。

(会計年度)

第16条 この財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 4 章 役 員

(種類及び定数)

第17条 この財団に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を理事長、3名以内を常務理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、副会長、理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第19条 会長は、この財団を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長が指定する副会長がその職務を代行する。

3 理事長は、この財団を代表し、会長の意を受けて本財団の業務を掌理し、執行する。

- 4 常務理事は、理事長を補佐して財団の常務を処理する。理事長に事故があるときは、理事長が指定する常務理事がその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この財団の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長又は理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 3 2 条 この財団に、評議員 2 0 名以上 2 5 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第 1 8 条第 4 項、第 2 0 条、第 2 1 条及び第 2 2 条（第 2 2 条第 1 項ただし書きを除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」及び「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 3 3 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 2 8 条から第 3 1 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 7 章 顧 問

(顧 問)

第 3 4 条 この財団に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この財団の重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第 8 章 委 員 会

(選考委員会及び選考委員)

第 3 5 条 この財団の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、理事会の諮問機関として、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、理事長の諮問に応じてこの財団の事業に係る助成対象の選考並びに助成金額及び助成方法の決定を行い、これを理事長に答申する。
- 3 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は 5 人以上 1 2 人以内とし、この財団の事業に関し専門的知識を有する者の中から、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 4 選考委員会には、第 1 8 条第 3 項及び同第 4 項、第 2 0 条並びに第 2 1 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」及び「役員」とあるのは、それぞれ「選考委員」と読み替えるものとする。

(各種委員会)

第36条 この財団の目的を達成するために必要があると認めるときは、各種の委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の運用についての規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第 9 章 賛 助 会 員

第37条 この財団に賛助会員を置く。

2 賛助会員は、この財団の趣旨に賛同し、事業の円滑な遂行に協力し援助する個人又は団体とする。

3 賛助会員は、理事会が定める会費を納入するものとする。

4 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 1 0 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第39条 この財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 この財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 1 1 章 事 務 局

(設置等)

第41条 この財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第42条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員、顧問、選考委員等及び職員の名簿及び履歴書

- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第 1 2 章 補 足

(委 任)

第 4 3 条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 この財団の設立当初の役員は、第 1 8 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 2 0 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この財団の設立初年度の会計年度は、第 1 6 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 3 1 日までとする。